ＢＥＬＳ

評価業務規程

2026 年 12 月 1 日版

一般財団法人岩手県建築住宅センター

一般財団法人岩手県建築住宅センター
ＢＥＬＳ 評価業務規程

第１章　総　則

（趣　旨）

第１条　この評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人岩手県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 27 条に基づく建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和５年国土交通省告示第 970 号。以下「表示告示」という。）、建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び一般社団法人　住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が定めた BELS 評価業務方法書（以下「方法書」という。）に順守して建築物の省エネルギー性能の評価（以下「評価」という。）を行うにあたり必要な事項を定める。

（基本方針）

第２条　評価の業務は、表示告示、ガイドライン及び方法書のほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施する。

（評価の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域）

第３条　評価の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域は、センターの業務規程、登録建築物エネルギー消費性能判定規程、住宅性能評価業務規程による。

（評価の業務を行う建築物の区分）

第４条　センターが、評価の業務を行う建築物については、一戸建ての新築住宅とする。

第２章　評価業務の実施方法

第１節　申請手続き

（建築物省エネルギー性能表示の申請）

第５条　建築物省エネルギー性能表示制度（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System、以下「BELS」という。）に係る評価の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）又は申請の手続きに関する一切の権限を申請者から委任された者（以下「代理者」という。）は、センターに対し、原則として、次の各号に掲げる図書（以下「評価用提出図書」という。）を提出しなければならない。

(1) BELS に係る評価申請書（方法書別記様式第 26 号）　正副

(2) 設計内容（現況）説明書　２部

(3) 申請添付図書　２部

(4) 一次エネルギー消費量及び外皮計算書（申請する評価手法により異なる）　２部
(5) その他必要な書類　２部
(6) BELS に係る評価物件　掲載承諾書　２部

２　評価用提出図書の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）の受理によることができる。

３　法第 14 条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第 11 条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）において適合判定通知書等を当機関で交付している建築物について、BELS に係る評価の申請をしようとする場合、第１項(2)から(5)までの評価用提出図書のうち、適合性判定と重複する書類については、次の各号に掲げるいずれかの書類を添付することで、省略することができる。

(1) 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）様式第一「計画書」（写し）及び、施行規則様式第七「適合判定通知書」（写し）
(2) 施行規則様式第二「変更計画書」（写し）及び、施行規則様式第七「適合判定通知書」（写し）
(3) 適合性判定業務規程別記様式第１「軽微変更該当証明申請書」（写し）及び、同別記様式第２「軽微変更該当証明書」（写し）
(4) その他当機関が必要と認める図書

（評価書等が交付された後に行う計画の変更に係る評価の申請）

第６条　申請者は、省エネ性能ラベル及び評価書（以下「評価書等」という。）の交付を受けた建築物の計画を変更する場合において、センターに変更に係る BELS に係る評価の申請をすることができる。この場合、申請者はセンターに対し、次の各号に掲げる図書を、提出しなければならない。ただし、従前の評価書等が他の機関で交付されたものについて、センターに変更申請を行う場合は、新規の申請として取り扱う。

(1) BELS に係る変更評価申請書（方法書別記様式第 29 号）　正副
(2) 申請添付図書のうち、当該変更に係るもの　２部
　下記内容の変更の場合、(1) は第三面までとすることができる。
　第二面：申請者等の概要
　第三面：【建築物の所在地】、【建築物の名称】、【不動産 ID】、【建築物の新築竣工時期（計画中の場合は予定時期）】
(3) その他センターが必要と認める図書

２　第５条第２項の規定は、変更に係る申請について準用する。

（申請の受理及び契約）

第７条　センターは、第５条又は第６条の申請があったときは、次の事項を確認し、当該評価用提出図書を受理する。

(1) 申請に係る建築物の所在地が、第３条の業務を行う区域内であること
(2) 申請に係る建築物の区分が、第４条の業務を行う区分に該当するものであること
(3) 評価用提出図書に形式上の不備がないこと
(4) 評価用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと
(5) 評価用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと

２　センターは、前項の確認により、評価用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求める。

３　申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に評価用提出図書を返却する。

４　センターは、第１項により申請を受理した場合においては、申請者に引受承諾書を交付する。この場合、申請者とセンターは別に定める建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務約款に基づき契約を締結する。

５　前項の評価業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記する。
(1) 申請者は、提出された書類のみでは評価を行うことが困難であるとセンターが認めて請求した場合は、評価を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までにセンターに提出しなければならない旨の規定
(2) 申請者は、センターが申請に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の評価用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
(3) 評価書の交付前までに、申請者の都合により申請内容を変更する場合は、申請者は、双方合意の上定めた期日までにセンターに変更部分の評価用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものとセンターが認める場合にあっては、申請者は、当初の申請内容に係る申請を取下げ、別に改めて評価を申請しなければならない旨の規定
(4) センターは、評価書を交付し、又は評価書を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）を定める旨の規定
(5) センターは、申請者が（1）から（3）までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定
(6) センターは、不可抗力によって、業務期日までに評価書を交付することができない場合には、申請者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
(7) 申請者が、その理由を明示の上、センターに書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であるとセンターが認めるときは、センターは業務期日の延期をすることができる旨の規定
(8) センターは、申請者の責めに帰すべき事由により業務期日までに評価書を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定

（申請の取下げ）

第８条　申請者は、前条の評価書の交付前に申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届（方法書別記様式第 30 号）をセンターに提出する。

２　前項の場合においては、センターは、評価の業務を中止し、評価用提出図書を申請者に返却する。

3　申請の取り下げの受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

第２節　評価の実施方法

（評価の実施方法）

第９条　センターは、申請を受理したときは、速やかに第 13 条に定める評価員に評価を実施させる。

２　評価員は次に定める方法により評価を行う。

(1) 評価用提出図書をもって評価を行う

(2) 評価用提出図書が申請書に記載されている性能を有しているかどうかを方法書に従って確認する

(3) 評価を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が申請書に記載されている性能を有しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類等を求めて評価を行う

３　評価員は、評価上必要があるときは、評価用提出図書に関し申請者に説明を求める。

（評価書等の交付等）

第 10 条　センターは、評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに評価書等を申請者に交付する。

(1) 評価用提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき

(2) 評価用提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき

(3) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき

２　前項の評価書の交付番号は、別途協会が評価機関に公開する方法による。

３　センターは第１項各号に該当するため評価書等を交付しないこととした場合においては、その旨の通知書（方法書別記様式第 28 号）を申請者に交付する。

４　センターはすでに評価書等の交付を行っている建築物に対し、当該建築物の関係者より再交付の申請があった場合は、評価書等の交付を行う。この場合、センターは当該申請者が当該建築物の関係者であることについて書面を持って確認する。

５　センターは、前各項に規定する図書の交付については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付（以下「電子交付」という。）とすることができる。なお、第５条第２項による電子情報処理組織を使用した申請（以下「電子申請」という。）がされた場合における評価書又は前項の図書の交付については、電子交付とする。

（プレート等の交付）

第 11 条　センターは第 10 条の評価書等に加えて、方法書に定めたプレート、シールの交付を行うことができる。

第３章　評価料金

（評価料金）

第 12 条　センターは、評価の実施に関し、別表１「BELS 評価料金一覧」において定める評価料金を徴収することができる。

２　前項の BELS 評価料金一覧には、以下の事項を含む。

(1) 評価料金の収納方法

(2) 評価料金を減額するための要件

(3) 評価料金を増額するための要件

３　評価料金はセンターのホームページ上に公開を行う。

第４章　評価員

（評価員）

第 13 条　センターは、次に該当する者を評価員として選任する。

(1) 非住宅の評価を行う場合は、法第 42 条に定める適合性判定員

(2) 住宅の評価を行う場合は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。）第 13 条に定める評価員で、かつ、共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有する者、または法第 42 条に定める適合性判定員

（評価員の教育）

第 14 条　評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年１回センターの行う評価業務に関する研修を受講させる。

（管理者）

第 15 条　センターは、役員又は職員の中から、BELS 業務の管理者となる者を任命する。

２　管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有する。

（秘密保持義務）

第 16 条　センターの役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第５章　評価業務に関する公正及び適正性の確保

（評価業務に関する公正の確保）

第 17 条　センターは、センターの役員又はその職員（評価員を含む。（以下本条において同じ。））が、申請を自ら行った場合又は代理人として申請を行った場合は、当該建築物に係る評価を行わない。

２　センターは、センターの役員又はその職員が、申請に係る建築物について、次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該建築物に係る評価を行わない。

(1) 設計に関する業務
(2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
(3) 建設工事に関する業務
(4) 工事監理に関する業務

3　センターは、その役員又は職員（過去２年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかがセンターの役員又は職員である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員が当該申請に係る評価業務を行う場合に限る。）は、当該申請に係る評価を行わない。
(1) 申請を自ら行った場合又は代理人として申請を行った場合
(2) 申請に係る建築物について、前項の（1）から（4）までのいずれかに掲げる業務を行った場合

4　センターは、評価ミスや不正評価を抑制するために協会の行う調査を受ける。

第６章　雑　　則

（帳簿の作成及び保存方法）

第 18 条　センターは、次の（1）から（4）までに掲げる事項を記載した評価業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、評価業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存する。
(1) 申請受付年月日
(2) 評価書に表示する事項のうち、次に定める事項
ア　一次エネルギー消費量に係る多段階評価
イ　断熱性能（外皮性能）の多段階評価
ウ　再生可能エネルギー利用設備の有無
エ　目安光熱費
オ　ＺＥＨ水準の判定
カ　「ネット・ゼロ・エネルギー」（表示されたＺＥＨマークを記載する。マーク表示がない場合は「―」とする。）
キ　建物名称（不動産 ID を除く）
ク　建築物の所在地及び平成 28 年国土交通省告示 265 号に定める地域の区分
ケ　構造、建築物の階数、延べ面積
コ　評価対象
サ　評価手法
シ　削減率及び BEI 値
ス　断熱性能（外皮性能）の外皮平均熱貫流率U_A値の設計値
セ　断熱性能（外皮性能）の冷房期平均日射熱取得率η_{AC}値の設計値
ソ　再生可能エネルギー利用設備の種類
タ　評価書交付番号
チ　評価機関名

ツ　評価員氏名

テ　設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量及びその判定と、誘導設計一次エネルギー消費量、誘導基準一次エネルギー消費量及びその判定（モデル建物法を含む場合は判定のみ）

ト　非住宅の場合は、中規模以上の非住宅の場合の設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量及びその判定（モデル建物法を含む場合は判定のみ）

ナ　住宅の場合は、断熱性能（外皮性能）の地域区分に応じた省エネ基準及び誘導基準への判定

ニ　非住宅の場合は、断熱性能（外皮性能）BPI 値（モデル建物法の場合は BPIm 値）及び誘導基準への判定

ヌ　省エネ基準及び誘導基準への総合判定

ネ　非住宅の場合は、中規模以上の非住宅建築物の場合の基準への総合判定

ノ　再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率

ハ　再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率

ヒ　申請者の氏名又は名称及び住所

フ　建築物の新築竣工時期及び改修工事の竣工時期

(3) 評価書等の評価年月日又は評価できない旨の通知書の交付年月日

(4) 評価業務に関する料金の額

2　前項帳簿の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

（書類の保存及び管理方法）

第 19 条　評価用提出図書の保存は、評価中にあっては評価のため特に必要ある場合を除き事務所内において、評価終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2　前項の保存は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

（帳簿及び書類の保存期間）

第 20 条　帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 帳簿　評価業務を廃止するまで

(2) 評価用提出図書　評価書等の交付を行った日の属する年度から 10 事業年度

2　センターが評価業務の全部を廃止した場合においては、協会が帳簿及び書類の保管を引き継ぐ。

（事前相談）

第 21 条　申請者は、申請に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合において、センターは、誠実かつ公正に対応する。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第 22 条　センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合にあっては、情報の保護に係る措置について別に定める。

（協会への報告等）

第 23 条　センターは、公正な業務を実施するために協会から業務に関する報告等を求められた場合には、評価内容、判断根拠その他情報について報告等を行う。

（附則）

この規定は、平成 30 年４月１日から施行する。

この規定は、平成 30 年７月９日から施行する。

この規定は、平成 31 年４月１日から施行する。

この規定は、2021 年４月１日から施行する。

この規定は、2023 年４月１日から施行する。

この規定は、2023 年 10 月１日から施行する。

この規定は、2024 年４月１日より施行する。

この規程は、2025 年４月１日より施行する。

この規程は、2026 年 12 月１日より施行する。

ただし、2026 年 11 月 30 日までに申請受付されているものは、なお従前の例による。

施行日前に評価書が交付された後に計画の変更に係る評価の申請がなされるものについては、なお従前の例による。

別表１

「BELS 評価料金一覧」

（１）料金

上段：税込金額（下段：税抜金額）/単位：円

審査条件		料金
単独申請		36,300 (33,000)
併願申請①	確認申請（建築物）	30,800 (28,000)
併願申請②	断熱等性能等級４以上及び一次エネルギー消費量等級４以上を確認できるもの ・設計住宅性能評価（５－１及び5-2） ・長期使用構造等確認 ・低炭素建築物等計画に係る技術的審査 ・建築物エネルギー消費性能適合性判定業務（省エネ適判） ・フラット 35Ｓ適合証明	12,100 (11,000)

※１　併願申請は、センターに申請する場合に限る。

※２　併願申請②の料金の適用は、評価書又は適合証の添付若しくは同一の計算内容等で合理的に審査できる場合に限る。

※３　複数棟の同時申請など合理的に審査ができる場合は、上記金額から減額することができる。なお、その場合の料金は、別途見積による。

※４　受付後に取下げ届を提出した場合は、返還しない。

（２）変更申請

変更申請料金は、当初の申請で適用された料金の２分の１の額とする。

（３）BELS 評価書の再交付

BELS 評価書を再交付する場合の手数料は、１通につき、5,500 円（税込）/5,000 円（税抜）とする。

（４）表示マーク料金

表示プレート又はシールの作成を希望する場合の作成費用及び事務手数料の料金は、別途見積による。

（５）評価料金の収納方法

BELS 評価に係る業務規程及び業務約款による。